

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月11日（月）午前8時56分から午前9時23分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝

4 欠席委員（1名） 担当区域6 鈴木 哲也

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 職員の任免について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第7号 使用貸借合意解約書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。9番の白戸陽平委員と1番の葛原慶仁委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、使用貸借権設定が1件です。
3ページをお開きください。
所有権移転の整理番号8番は、枝川集会所の南西約220mに位置する一団の農地です。
当該農地が耕作されていなかったことから、隣接地の耕作者である譲受人が購入を申し出て、売買することとなったものです。
次に、整理番号9番につきましては、垂柳地区の南側に隣接している農地です。
当該農地は譲受人の自宅の裏に位置しており、これまでも譲受人がナスやキュウリなどの自家消費野菜を作付けしていたものですが、下限面積要件のため取得できずにいたものです。今回、譲渡人からの申し入れにより贈与されることとなったものです。
次に、整理番号10番につきましては、大曲会館の北西約240mに位置する農地です。
当該農地の隣接地を耕作している譲受人からの申し入れにより、双方協議の上、売買することとなったものです。
スイカの作付けが予定されております。
続いて4ページをお開きください。
使用貸借権設定の整理番号5番は、大袋の農村婦人の家の北東約650mに位置する農地です。
長年作付けがなく休耕の状態でしたが、貸し手から隣接地の耕作者である借り手に申し入れを行い、貸借することとなったものです。
これまで十分な管理がされていなかったことから、通常の収益が上がるまで年数がかかることを考慮して、今回は使用貸借となったものです。
以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。
議案第7号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、議案第7号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第8号につきましては、推進委員の白戸卓郎委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(白戸卓郎推進委員 退席9：06)

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が8件、賃貸借権設定が9件、使用貸借権設定が1件です。

6ページをお開きください。

整理番号11番につきましては、境森集会所の北東約430mに位置する農地です。

当該農地の隣接地を耕作している譲受人からの申し出により、お互いで協議の上、売買することとなったものです。

次に整理番号12番につきましては、JRの境森踏切の北西約280mに位置する農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

7ページをお開きください。

整理番号13番につきましては、枝川地区から西北西に約330mに位置する一団の農地です。

譲渡人は高齢のため農地を手放したい意向であり、あっせんの申し出があったことから、マッチングにより売買することとなったものです。

次に整理番号14番につきましては、大根子公民館の南約430mに位置する一団の農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

にんにくの作付けが予定されております。

8ページをお開きください。

整理番号15番につきましては、高田公民館の北約580mに位置する1筆119㎡と、同じく北北東約1,000mに位置する4筆4,943㎡の合計5,062㎡です。

譲渡人が高齢により経営規模を縮小するため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号 16 番につきましては、役場の南東約 320m に位置する農地です。

相続財産管理人から売却についてのあっせん申し入れがあったため、近隣の耕作者にあっせんを行い売買することとなったものです。

9 ページをお開きください。

整理番号 17 番につきましては、役場の南南東約 700m に位置する農地です。

所有権移転の経緯については、整理番号 16 番と同様となっております。

次に、整理番号 18 番につきましては、J R の川部北部踏切の北西約 330 m に位置する農地です。

これまで譲受人が借受けて耕作していたものですが、譲渡人が手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

10 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 18 番につきましては、役場の南約 350m に位置する 2 筆 2, 359 m² と同じく南約 500m に位置する 1 筆 3, 107 m² の合計 5, 466 m² です。

期間満了に伴う再設定です。

次に整理番号 19 番につきましては、田光橋の南約 300m に位置する一団の農地です。

期間満了に伴う再設定です。

11 ページをお開きください。

整理番号 20 番につきましては、J R の川部北部踏切の北約 460m に位置する 1 筆 5, 148 m² と境森踏切の西南西約 300m に位置する 2 筆 7, 585 m² の合計 12, 733 m² です。

期間満了に伴う再設定です。

次に整理番号 21 番につきましては、高田公民館の北約 600m に位置する農地です。

賃借人の経営規模拡大のため、お互いで協議し貸借することとなったものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 22 番につきましては、豊蒔公民館の西北西約 500m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

次に整理番号 23 番につきましては、J R 川部北部踏切の北約 500m に位置する農地です。

賃貸人の高齢による労力不足から、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

13 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 24 番につきましては、田舎館小学校の西北西約 270m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

次に整理番号 25 番につきましては、田光橋の南約 220m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

14 ページをお開きください。

整理番号 26 番につきましては、光田寺コミュニティセンターの北約 250 m に位置する一団の農地です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

15 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 27 番につきましては、豊平橋の東約 300m に位置する農地です。

貸人の経営部門の見直しのため、貸付けを行うものです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 8 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 8 号は原案のとおり決定することとします。

(白戸卓郎推進委員 着席 9 : 1 4)

次に報告事項に入ります。

報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 6 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。17 ページをお開きください。

整理番号 11 番につきましては、今後別の耕作者と売買を予定しているため解約するものです。

整理番号 12 番につきましては、賃借人の体調不良により解約するものです。解約後は新たな受け手に貸付けされる予定です。

整理番号 13 番につきましては、賃借人の経営規模縮小により解約するものです。解約後は、8 ページの整理番号 16 番と 9 ページの整理番号 17 番のとおり所有権移転されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 6 号を終わります。

次に、報告第 7 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 7 号は別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。19 ページをお開きください。

整理番号 1 番について、借人は、これまで知人と共同で耕作を行っていましたが、知人が都合により作業ができなくなったことから、労力不足により解約することとなったものです。解約後は、中間管理を通して新たな受け手に貸付けされる予定です。

整理番号 2 番につきましては、借人の経営見直しのため解約するものです。解約後は、中間管理を通して新たな受け手に貸付けされる予定です。

整理番号 3 番は、借人の経営規模縮小により解約されるものです。

解約後は新たな受け手への貸付けが予定されております。

なお、貸付けについては、2 月の総会において審議され、中間管理機構に対して促進計画の作成の要請が行われた案件となっております。

20 ページをお開きください。

整理番号 4 番につきましては、当該農地の近隣で耕作をしている農業者から、借受けたい旨の申し入れがあったことから、新たに貸借を行うため解約するものです。貸借は中間管理を通して行われる予定です。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第7号を終わります。
次に、追加議案がございます。

(人事案件に係る職員は退席)

議案第9号「職員の任免について」を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり
職員の任免について承認を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第9号について、説明いたします。
【議案第9号を朗読】
以上で説明を終わります。

会 長 暫時、休憩します。

(休憩)

会 長 休憩を解き、会議を再開いたします。
議案の審議に入ります。
議案第9号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第9号は承認することとします。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。